

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）（抄） . . . . . 1

○ 道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

<p>（国又は協会に納める手数料）                  第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）第百二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。</p>		<p>手数料を納付すべき者</p>	<p>金 額</p>
		<p>一〇十二（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>十三 自動車検査証の再交付を申請する者</p>	<p>一件につき三百五十円</p>		
<p>十四 臨時検査合格標章、検査標章、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付を申請する者</p>	<p>一件につき三百円</p>		
<p>十五（略）</p>	<p>（略）</p>		

現 行

<p>（国又は協会に納める手数料）                  第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）第百二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。</p>		<p>手数料を納付すべき者</p>	<p>金 額</p>
		<p>一〇十二（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>		
<p>十三 自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付を申請する者</p>	<p>一件につき三百円</p>		
<p>十四（略）</p>	<p>（略）</p>		

(国又は協会及び機構に納める手数料)  
 第二条 法第百二条第二項の規定により、国又は協会に納めなければならぬ手数料の額は、次のとおりとし、機構に納めなければならぬ手数料の額は、一両につき四百円(大型特殊自動車及び二輪の小型自動車にあつては、零円)とする。

手数料を納付すべき者	金額
一 新規検査を申請する者	一両につき次に掲げる金額 一 完成検査終了証の提出(法第五十九条第四項において準用する法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がある自動車 イ 二輪の小型自動車 千四百円 ロ 二輪の小型自動車以外の自動車 千五百円(電子申請による場合にあつては、千三百円) 二 登録識別情報(法第十六条第一項の申請(法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。))に基づく一時抹消登録に係るものに限る。以下「一時抹消登録識別情報」という。)の提供又は自動車検査証返納証明書の提出と共に保安基準適合証の提出(法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載を

(国又は協会及び機構に納める手数料)  
 第二条 法第百二条第二項の規定により、国又は協会に納めなければならぬ手数料の額は、次のとおりとし、機構に納めなければならぬ手数料の額は、一両につき四百円(大型特殊自動車及び二輪の小型自動車にあつては、零円)とする。

手数料を納付すべき者	金額
一 新規検査を申請する者	一両につき次に掲げる金額 一 完成検査終了証の提出(法第五十九条第四項において準用する法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がある自動車 イ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車 千円 ロ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千二百円(電子申請による場合にあつては、千円) 二 登録識別情報(法第十六条第一項の申請(法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。))に基づく一時抹消登録に係るものに限る。以下「一時抹消登録識別情報」という。)の提供又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出(法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載

<p>二 継続検査を申請する者</p>	
<p>一 両につき次に掲げる金額</p> <p>一 保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車</p> <p>イ 二輪の小型自動車 千二百円</p>	<p>もって提出に代える場合を含む。）がある自動車並びに限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車 千三百円</p> <p>三 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。） 千四百円</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>四 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車 二千円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車 千九百円</p> <p>ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千二百円</p>

<p>二 継続検査を申請する者</p>	
<p>一 両につき次に掲げる金額</p> <p>一 保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車</p> <p>イ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車 千円</p>	<p>をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車並びに限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車 千円</p> <p>三 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。）</p> <p>イ 検査対象軽自動車 千二百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円</p> <p>四 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車 二千円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千二百円</p>

<p>三 構造等変更検査を申請する者</p>	<p>ロ 二輪の小型自動車以外の自動車 千四百円（電子申請による場合にあっては、千二百円）</p> <p>二 限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車 千二百円</p> <p>三 限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。） 千四百円</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>四 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車及び検査対象軽自動車 千八百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千九百円</p>
<p>一 両につき次に掲げる金額</p> <p>一 小型自動車 二千円</p> <p>二 検査対象軽自動車 千九百円</p> <p>三 小型自動車及び検査対象軽自動車以</p>	<p>ロ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千二百円（電子申請による場合にあっては、千円）</p> <p>二 限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車 千円</p> <p>三 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。）</p> <p>イ 検査対象軽自動車 千二百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円</p> <p>四 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車 千七百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p>
<p>三 構造等変更検査を申請する者</p> <p>一 両につき次に掲げる金額</p> <p>一 小型自動車 二千円</p> <p>二 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>三 小型自動車及び検査対象軽自動車以</p>	<p>ロ 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車 千二百円（電子申請による場合にあっては、千円）</p> <p>二 限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がある自動車 千円</p> <p>三 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもって提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。）</p> <p>イ 検査対象軽自動車 千二百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円</p> <p>四 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車 千七百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p>

<p>四 予備検査を申請する者</p>	<p>外の自動車 二千二百円</p> <p>一 一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 一時抹消登録識別情報の提供又は自動車検査証返納証明書の提出と共に保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車 千三百円</p> <p>二 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。） 千四百円</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>三 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車 二千二百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車 千九百円</p> <p>ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千二百円</p>
---------------------	--

（国及び機構に納める手数料）

第三条 法第百二条第二項に規定する者のうち機構が行う基準適合性審査を受けようとする者が、同条第三項の規定により、国に納めなければならない手数料の額は、一両につき五百円とし、機構に納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

2 (略)

<p>四 予備検査を申請する者</p>	<p>外の自動車 二千二百円</p> <p>一 一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 一時抹消登録識別情報の提供又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車 千円</p> <p>二 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。）</p> <p>イ 検査対象軽自動車 千二百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円</p> <p>三 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車 二千円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千二百円</p>
---------------------	--

（国及び機構に納める手数料）

第三条 法第百二条第二項に規定する者のうち機構が行う基準適合性審査を受けようとする者が、同条第三項の規定により、国に納めなければならない手数料の額は、一両につき四百円とし、機構に納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

2 (略)